

国四整訓第5号

重信川流域学識者会議運営規約を次のように定める。

平成19年10月31日

改正 平成27年2月25日四国地方整備局訓令第12号

四国地方整備局長

重信川流域学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 「重信川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について、四国地方整備局長（以下、「局長」という。）に意見を述べるため四国地方整備局に重信川流域学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 1 重信川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法第16条2第3項）
- 2 河川整備計画策定後の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）

(構成)

第2条 委員は、重信川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

- 2 学識者会議は、委員11名で構成する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、松山河川国道事務所及び四国山地砂防事務所に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附則)

この規約は、平成27年 2月25日から施行する。

当 初 平成19年10月31日

第1回改正 平成27年 2月25日

重信川流域学識者会議運営規約の一部を改正する訓令新旧対照条文
 ○重信川流域学識者会議運営規約(平成19年10月31日国四整訓第5号)

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 「重信川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について、四国地方整備局長(以下、「局長」という。)に意見を述べるため四国地方整備局に「重信川流域学識者会議」(以下、「学識者会議」という。)を置く。</p> <p>1 重信川水系河川整備計画(以下、「河川整備計画」という。)の策定、変更(河川法第16条第3項)</p> <p>2 河川整備計画策定後の点検</p> <p>3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価</p> <p>一 再評価及び事後評価の対象となる事業(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領)</p> <p>二 計画段階評価の対象となる事業(国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領)</p> <p>第2条～第7条 略</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成27年 2月25日から施行する。 当初 平成19年10月31日から施行する。 第1回改正 平成27年 2月25日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 重信川水系河川整備計画を策定するに当たり、「重信川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、それぞれの立場から四国地方整備局長(以下、「局長」という。)に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に重信川流域学識者会議(以下、「学識者会議」という。)を置く。</p> <p>第2条～第7条 略</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成19年10月31日から施行する。</p>